

諮詢日：令和2年12月17日（令和2年度（最情）諮詢第28号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第61号）

件名：平成20年春の叙勲から候補者に公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年11月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

内閣府賞勲局の担当者は、苦情申出人に対し、電話で、「平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書」は内閣府賞勲局に存在しないと伝えた。

そのため、本件開示申出文書の存否自体が不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすることは、叙勲候補者の推薦の際に公職の経歴を強く求めているか否かという栄典推薦基準の有無を公にするものであり、その結果、裁判所内部の栄典推薦基準等が推察され、これらの基準等を

満たすと叙勲が与えられるなどの誤解や憶測を招き、適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号）。

なお、苦情申出人は、内閣府賞勲局の担当者が本件開示申出文書は同局に存在しないと伝えたことからすれば、同文書の存否自体が不開示情報に相当するとはいえない旨主張するが、仮に、内閣府賞勲局の担当者がそのような回答をしたとしても、裁判所において、同文書の存否を答えると、法5条6号に規定する不開示情報を明らかにすることには何ら変わりがない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示の申出は、裁判所における叙勲候補者の推薦に関し、平成20年の春の叙勲から公職の経歴を強く求めることとなったことを前提として、その際に作成した文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、裁判所において、叙勲候補者の推薦の際に公職の経歴を強く求めているかどうかという栄典の推薦に関する基準等の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報の性格を踏まえて検討すれば、同情報が公にされた場合には、裁判所内部の栄典推薦基準等が推察され、これらの基準等を満たすと叙勲が与えられるなどの誤解や憶測を招き、適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

なお、苦情申出人は、内閣府賞勲局の担当者が本件開示申出文書は同局に存在しないと電話で伝えたことからすれば、本件開示申出文書の存否自体が不開示情報に相当するとはいえない旨主張する。しかしながら、内閣府賞勲局の担当者が上記主張において指摘するような応答をしたことを認めるに足りる資料は提出されていないから、同主張は採用できない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子